

グローバル化と環境問題

—労働・環境配慮型「フェア・トレード」の可能性と課題—

根本志保子

1. はじめに

今日、多くの環境問題において、各種消費財の生産や流通、また消費活動そのものが与える影響が重要視されるようになってきている。同時に、資源の多くを輸入に依存している国では、経済活動のグローバル化に伴い、消費に起因する環境問題の範囲や程度も拡大傾向にある。例えば、日本など先進国における食料輸入を起因として、途上国のプランテーションの拡大や養殖事業による自然破壊の進行、また直接的な森林伐採などの事例が報告されている。しかし原産国となる多くの途上国では、これまでの歴史的な経緯や一次産品輸出型の経済開発などから、一次産品の生産が外貨獲得の有効な手段となっている。また多くの一次産品生産においては、市場での交渉力・情報等の非対称性により、雇用労働者や小規模生産者自身の労働基準や所得も十分に保証されていないことが多く、環境規制の整備の遅れや不適切な遵守状況も報告されている。しかし一次産品の多くは貯蔵が困難な場合が多いため、国際市場における生産者の交渉力が弱く、また産地間の競争が激しいことから、生産に伴う環境コストの内部化が難しいのが現状である。

このようにある財の生産時における環境あるいは労働に関する規制が生産国において不十分である場合、または規制があっても適切に遵守されていないような場合、その財を輸入することで生産国の環境破壊が促進されてしまうのではな

いか、という懸念が輸入国の消費者に生じている。これに対処するため、環境への配慮を理由に先進国等が貿易措置等によってそのような環境破壊的な一次産品の輸入を制限することが考えられる。しかしこのような環境貿易措置は、貿易制限措置の削減および貿易の無差別待遇を原則とするGATT/WTO体制のもとで、措置の是非や「貿易における公正（フェア）とは何か」をめぐる意見の対立が生じており、必ずしも国際的な合意が形成されているとはいえない。

一方、国レベルでの環境貿易措置とは別に、生産者と消費者を直接結び、かつ生産者にとっての労働条件改善や生産段階での環境への配慮を行うことを目的とした貿易（いわゆる「フェア・トレード」運動、以下、労働・環境配慮型フェア・トレード）が1990年代になって盛んとなってきている。本論では、この労働・環境配慮型フェア・トレードについて、既存文献のサーベイを中心として、これまでの経緯と成果、今後の展望における論点の整理をしたい。これにより、グローバル化と環境問題への解決策の1つとして、労働・環境配慮型フェア・トレードの果たすべき役割を明らかにするとともに、課題についての検討を行う。

2. 一次産品貿易と環境問題・生産者

2.1 一次産品貿易と環境問題

途上国の一次産品生産の過程で環境破壊が起きる背景には様々な要因がある。単一作物の輸出主

導型生産、土地所有制度、労働・環境基準の未整備と未遵守、教育・知識・技術の不足、貧困によるさらなる環境破壊などである。環境破壊の原因は複雑であり、一概に特定することはできないが、要因の1つに一次産品貿易がある。

一次産品生産に伴う環境問題については、多くの事例が報告されている。生産地拡大のための直接的な森林破壊、大量の化学肥料・殺虫剤使用による土壌・水質汚染、単一作物栽培による土壌の疲弊、生態系の破壊、などである。これらの生産では環境だけでなく、労働に関する基準についても水準が低いか、あっても遵守されていないケースが多い。

例えば、フィリピンでは、1960年代に米国と日本の多国籍企業がミンダナオ島で日本市場向けのバナナ生産を開始し、それらの企業の下請けという形で大小の農園が栽培を行っている。1980年代、このバナナ・プランテーションにおける多量の農薬使用が内外の研究者・弁護士などから指摘され、いくつかの調査が行われた。その結果、日本では使用が禁止されている急性毒性のきわめて強い農薬の使用、それによる皮膚障害、頭痛、生殖器異常、農薬中毒等の多発、ココナッツなど他の作物への影響、魚の大量死などが報告されている(鶴見, 1982, 中村, 2005)。その後フィリピンでは、1988年から、「農民および農業労働者に、彼らの尊厳の向上と生活の質の向上の機会を与える」という目的で、政府による包括的農地改革計画が実施され、土地の分割分配が図られた。しかし土地所有者や彼らと契約する多国籍企業の抵抗、計画そのものの不備(実施延期などの例外事項)などのために改革は成功しておらず、現在でも多くの農薬による健康被害と労働状況についての事例が報告されている(中村, 2005)。

これと同様の一次産品の低価格問題、森林の伐採による開発、単一作物のプランテーション経営による生態系の破壊、毒性の強い農薬の多用に起因する水質・土壌汚染、生産者の健康障害などの問題がコーヒー・プランテーションでも報告され

ている(Brown, 1993, Gobbi, 2000)。

2.2 一次産品貿易と生産者

一方、途上国の一次産品生産者が貧困から抜け出せない理由には、一次産品価格の価格不安定および生産者と仲介業者・輸入国の間における交渉力の非対称性という構造的な問題がある。その根本的な背景には、植民地時代からの一次産品に特化したモノカルチャー、輸出に特化した産業政策、短期的な資源開発、さらに、多くの発展途上国における所得の公平な分配の失敗などがある(Collier and Gunning, 1994)。しかし途上国の生産者、特に小規模の生産者が限界生産費用以下の所得に直面している理由には、以下のような問題点が指摘されている。Brown(1993)によれば、最も大きな理由は、①途上国生産者の市場における交渉力の弱さである。これらの財の多くは、収穫後貯蔵しておくことが難しく、価格の下落を防ぐための在庫調整ができないため、世界市場における生産者の交渉力が極めて弱い。また途上国の生産者は加工、梱包、仕分けなどの設備を有していないことが多いため、出荷物に付加価値をつけることができず、サプライ・チェーンにおいて先進国の輸入業者や加工業者が大きな影響力を持つこととなる。そのため、最終的な小売価格のうち実際に生産者が受け取る利益は非常に少ない¹⁾。さらに先進国の輸入業者や加工業者の数が少なく規模が大きい寡占状態であるのに比べて、生産者サイドは小規模生産者が多いことから、生産者が国際商品協定(国際的な商品取引における生産者と消費者の取り決め)における交渉に影響を与えることが難しい(Brown, 1993, 邦訳 pp. 82-84)。特に、1920年代に管理政策が導入された商品(ゴム、コーヒー、砂糖、綿など)は需要の価格弾力性が低いとされ、価格の低下に対して需要が増えにくい。加えて価格を上げた場合には、その利益の多くは仲介を行う輸入業者や加工業者に利することとなる。一方でこれらの財は、価格上昇によって代替品の市場参入を招きやすく、生産者は

大きな影響を受けてきたとされる（Brown, 1993, 邦訳 pp. 115-116, p. 163）。

またこの他にも、途上国の地域的な農業の実情を鑑みれば、途上国の生産者には以下のような問題点が指摘されている。②国際市場へのアクセスの困難（貿易実務の知識の欠如、生産者が国際的な信用取引通貨を持っていないことによる仲介業者への依存、情報・通信手段の欠如による市場価格の不完全情報、通信手段の欠如と取引量の少なさによる先物取引などの生産者の価格安定化市場への参加困難）、③資金調達の困難と信用の欠如（地域の金融機関の不足と小規模生産者への貸し渋り）、④作物転換の困難（技術、情報、教育の欠如、極度の貧困に直面している生産者によるリスク回避）などである（Nichols, 2006, pp. 2-3, Brown, 1993）。すなわちこれらの市場の不完全性の下では、国際貿易は国家レベルでは輸出国・輸入国・仲介業者の双方に利益をもたらしても、途上国の個別の生産者にとっての生活水準を改善するとはいえない場合がある（Nichols, 2006, pp. 2-3）²⁾。

一方、途上国の一次産品価格安定化政策としては、天然ゴム、カカオ、コーヒー、ジュート、砂糖、熱帯木材などについての国際商品協定³⁾やUNCTAD（国際連合貿易開発会議）を中心とした様々な政策がとられてきた。その中には、商品に対する統合計画（コレア・プラン）と国際商品協定を援助する一次産品共通基金⁴⁾、補償融資制度⁵⁾などの価格管理政策が行われた。しかし一次産品基金は資金準備に時間がかかったこと、また補償融資制度は補償額が途上国のニーズに比べて少なかったことなどから、いずれもうまく機能しなかったとされている。特にこれらの価格管理政策が最終的に崩壊した理由としては、①商品の価格が最も生産効率のよい生産者のコストより高くなった場合に生産高の増大を規制することが不可能であること、②商品に対する需要が長期間落ち込んだときに価格を維持できない、などの理由が挙げられている（Brown, 1993）⁶⁾。

3. 貿易と環境に関するルール形成と課題

3.1 環境貿易措置とは

ある財の生産時における環境あるいは労働に関する規制が生産国において不十分である場合、または規制があっても適切に遵守されていないような場合には、その財の輸入が間接的に環境破壊を引き起こしてしまう。このように国家間で環境政策の水準が異なるとき、何らかの貿易措置によって当該財の輸出入を制限することが正当化できるかどうかの問題となっている⁷⁾。具体的には、そのような措置が、貿易の無差別待遇を原則とするGATT/WTO体制の貿易レジームに照らして、違反であるか否か、また輸出国・輸入国、あるいは世界全体の厚生にとってどのような影響があるかという議論となる。1990年代より続く「環境と貿易に関する論争」である。

環境貿易措置（環境保護を目的として貿易を制限する措置）の代表的なものには、①国際環境条約に基づく環境貿易措置がある。これには、(1)貿易禁止、(2)認証に基づく貿易、(3)事前通知・承認の3つの方法があり、また現在ある200の国際環境条約のうち、20の条約で環境貿易措置が方法の1つとして採用されている。例えば、「絶滅のおそれのある種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」では、対象となる種の絶滅の可能性に応じて締約国間での取引が規制（許可制）されている。また「有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」においては、締約国間の取引は(3)の事前通知・承認をとることとなっており、さらに締約国・非締約国の間には、別途二国間または多国間協定がない限り(1)の貿易禁止が採用されている（小島, 2003, pp. 291-292, p. 296）。

このような国際環境条約に基づく環境貿易措置のほかには、②個々の国が特定の国あるいは特定の財に対して行う輸出入の数量的な制限、③環境ラベル（エコラベル）、④それらの組み合わせによる措置（環境ラベルの有無による輸入制限や異

なる関税率の導入など)がある。②の個々の国が特定の国あるいは特定の財に対して行う輸出入の数量的な制限には、1990年代にアメリカが行ったイルカ混獲を防ぐ措置を行わない国からのマグロおよびマグロ加工品の輸入禁止、カメ混獲を防ぐ措置を行わない国からの天然エビ輸入の輸入制限などがある。また③の環境ラベルとは、ある財の環境負荷が小さいことをラベリングという方法で消費者に伝達することによって環境保全型財の普及とそのような財の開発・生産を促進するものである(石川, 2002, p. 119, 藤岡, 2001, p. 1)。これには国際的に統一的な基準を用いるものと、個別の国が独自の基準を用いるものがある。前者には、1993年に設立された国際NGO森林管理協議会による森林認証制度や本論のテーマである「労働・環境配慮型フェア・トレード」における「フェア・トレード認証」などの国際的な認証制度がある。各国が独自の基準で行う環境ラベルには、1991年にアメリカが自国のイルカ保護消費者情報法に基づいて行ったイルカの混獲が一定基準以下のマグロを原料とする加工品へのドルフィン・セーフ・ラベル、日本のエコマークなどがある。

さらにそのほかの環境に関連する貿易措置には、直接的な環境貿易措置とは異なるが、国によって異なる環境規制が存在する場合に、⑤輸入国の厳しい環境規制が、外国企業にとって参入障壁となるケース、⑥環境規制の緩い国の財に対して、安い価格で輸出されているのは環境ダンピングであるとの理由により、対抗措置として行われる反ダンピングや相殺関税⁸⁾がある。

これらの環境貿易措置に加えて、農薬を含む有害製品の国際取引に対する規制⁹⁾には、国連決議である「有害製品全般について、自国で製造・使用禁止、あるいは厳しく制限している有害製品の海外輸出を自粛するよう各国政府に求める決議(37/137), 1982年」、世界銀行による「世界銀行の出資するプロジェクトにおける農薬の選択と使用、および調達に関するガイドライン(1985年)」、

国連食糧農業機関(FAO)による「農薬の流通と使用に関する国際行動基準(1985年)」がある(中村, 1995)。

さらに、貿易そのものを対象としているわけではないが、多くの財の生産から流通までを管理している多国籍企業の活動を監視・規制するための国際的な取り決めとしては、1991年に国連総会に提出された「持続的発展型企業経営のための基準(Criteria for Sustainable development Management: SDM基準)」があった。これは15年近くをかけて1990年に国連多国籍企業センターが作成し、企業全体の経営方針に様々な配慮を組み込ませるためのガイドラインとして、途上国経済の保護、消費者保護、環境保護などが盛り込まれていた。成立すれば南北問題の視点から、多国籍企業の活動を包括的に取り締まるための、初の多国間合意となるはずであったが、多国籍企業の最多輩出国であるアメリカとアメリカに同調する日本が強く反対、英国とドイツも追随したため、1992年に廃案となった。アメリカと日本の反対理由は、企業の自主基準の尊重、多国籍企業の世界経済への貢献の積極的評価、企業活動の規制緩和の必要性である(中村, 2005)。

3.2 環境貿易措置とGATT/WTO

しかしこのような環境貿易措置は、貿易制限措置の削減および貿易の無差別待遇を原則とするGATT/WTO体制の貿易レジームのもとで、貿易自由化の推進との対立を生じさせることとなった。GATTには適用の例外(第20条)が設けられており、環境に関するものは、そのうちの「(b)人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置、(g)有限天然資源の保存に関する措置、ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る」の2つである。環境と貿易に関する議論とGATT/WTOにおける紛争処理では、環境貿易措置がこの第20条の例外を適用できるかどうか为主要な焦点となっている。

これらの問題は以下の3分野に分類される。(1)個々の国が自国の環境保全と規制を理由に、基準に適合していない財の輸入を差別・制限するケース、(2)規制が緩い国からの財に対して行う反ダンピングや相殺関税が行われる場合、「公正な競争の場 (level playing field)」における環境規制の是非が問われるケース、(3)特定の輸入品が輸入国ではなく、生産国あるいはグローバルな環境で害を与えることが明らかであるような場合にその財の輸入に貿易制約を課すことの是非が問われるケース、である (Hudec, 1996, pp. 95-96, Faber and Hudec, 1996, p. 59)。

環境貿易措置の手段のうち、①の国際環境条約に基づく環境貿易措置が GATT や WTO の紛争処理の場で争われたことはない。これは現在 GATT の締約国は、GATT とそのほかの国際的な合意との法的な地位関係に関するルールを決めていないことによる¹⁰⁾。しかし1994年に提案された国際的な合意に基づく環境条約との関係については、「ワシントン条約」、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」、「バーゼル条約」の3つについては認めるという提案がなされた (GATT Doc L/7402)。背景には、これらの合意が GATT のメンバー全てあるいは有力な国によって批准されていることがあるとされる (Hudec, 1996, pp. 120-121)。

一方、環境貿易措置のうち、②の個々の国が特定の国あるいは特定の財に対して行う輸出入の数量的な制限と、③の環境ラベルのうち、各国が独自に行う環境ラベルについては、実際に輸出国が輸入国を GATT に提訴するというケースが生じた。そこでの主な論点は、環境貿易措置が保護主義的な手段となる可能性はあるか、というもので、具体的には(1)産物そのものの特性ではなく、その生産過程における環境負荷の差によって財の差別的扱いができるか、(2)政府が国家権力が適切に及ぶ範囲を超えた外部的事項に行う規制は正当化できるか、(3)自国が被害を受けるケースではなく、生産国あるいは地球全体に

危害が及ぶ場合の環境貿易措置が正当化されるか、などである (Bahgwati and Srinivasan, 1996, Faber and Hudec, 1996, Hudec, 1996, Howse and Trebilcock, 1996)¹¹⁾。

例えば、1991年にアメリカは自国の海洋哺乳類保護法に基づき、一定のイルカ混獲基準を満たさない漁法で捕獲されたマグロおよびマグロ加工品の輸入を禁止する措置を行った。これに対して、同年メキシコは GATT に提訴し (ツナ/ドルフィンケース)、1994年にアメリカの貿易措置は GATT 違反であるとの裁定が下った。その理由は、このような貿易措置を認めれば、輸出している国が異なる固有の環境、健康、社会的政策を持っているというだけでその生産物の輸入を禁止することができることになる。それは貿易制約を適用して自国の法律を国内で強制するだけでなく、他国へも課すという際限ない道筋を招きかねないというものであった (Hamilton, 2001, pp. 63-34)。同様の判断が、アメリカがカナダからのマグロおよびマグロ加工品の輸入を禁止したケース、カナダがニシンなどの魚の輸出を禁止したケース等の環境貿易措置でもなされた。しかし、その後、アメリカが漁の際にカメの混獲を防ぐ対策を講じていないという理由で、天然エビの輸入制限を行い、輸出国が提訴したケース (エビ/カメケース) では、2001年に下された再裁定において、このケースの環境貿易措置は GATT の例外規定に照らして正当化できると判断された¹²⁾。これはアメリカが行った技術移転などの措置が国際協力と認められたためであるが、逆にいえば、国際協力の実施なしに環境貿易措置を一方向的に制限することは、GATT に照らして認められないことを示す (小島・安田 (橋澤), 2006, p. 274)。

また環境貿易措置の方法③の環境ラベルのうち、各国が独自に行う環境ラベルが WTO に訴えられたものには、1991年にアメリカが行ったドルフィン・セーフ・ラベルのケースがある。こちらはアメリカが自国のイルカ保護消費者情報法に基づき、イルカの混獲が一定基準以下のマグロを原

料とする加工品には、ドルフィン・セーフ・ラベルを添付することができる制度を導入したことに對するものである。輸入禁止措置と同様に、メキシコから輸入されるマグロ加工品は、基準を満たさないとしてラベルの使用が認められなかったため、メキシコはこれを差別的取り扱いであるとしてGATTに提訴した。先述のとおり、輸入禁止はGATTに照らして違法であるとされたが、一方で環境ラベルについてはメキシコの訴えは退けられ、米国の措置はGATT違反でないと裁定された。理由として、(1)ラベルの認証基準が原産国に関わらず同一であり、しかも認証の可否は、政府から差別的取り扱いを受けることを意味しないこと、(2)商品が購入されるかどうかは消費者の自由な選択に任されていること、が挙げられている(加藤, 1999, p. 273)¹³⁾。

環境ラベルとGATT/WTOルールとの関係については、現在もWTOにおける議論の焦点となっている。その中でも、特に産品そのものの特性に関連しない産品非関連の生産工程・生産方法(PPMs: Process and Production Methods)に基づく環境ラベルが、同種の産品には同等の待遇を与えるべきというWTOの基本理念と反する可能性があり、基準・認証制度の議論がWTOの貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定: Agreement on Technical Barriers to Trade)、および環境ラベルの国際規格づくりを行う国際標準化機構(ISO: International Organization for Sustainability)において続けられている(石川, 2002, p. 118-120)。そこでは、環境ラベルに積極的でWTO上問題がないとする先進国と、環境ラベルに消極的な途上国との間で、以下のような争点が議論となってきた。①対象商品の選定と基準は、国内の環境事情(例えば、資源の制約や特定の環境財に対する人々の好み)を反映する傾向があり、輸出国側にとって対応が難しい、②環境ラベル取得のための基準が曖昧で審査の透明性や公平性に欠ける、③国や地域によって認定基準が異なる、④基準となる環境負荷については、LCA(ライフ・サイ

クル・アプローチ)に基づくことが多く、取得のための技術とコストが高い、などである(藤岡, 2001, p. 2, 石川, 2002, pp. 6-7)。途上国からは、輸入国による環境ラベルの実施は、実質上の貿易障壁となるとの懸念が表明され、今日でも議論が継続されている。

3.3 環境と貿易における「公正」をめぐる議論

以上の議論をまとめれば、環境貿易措置の実施がGATT/WTOに照らして認められる条件には、(1)一国あるいは複数国間の措置ではなく、国際間で当該環境問題解決の合意があり、またそのための国際環境条約の中で環境貿易措置の効果や適用が認められていること、(2)個別の国あるいは財について環境貿易措置が行われる場合は、環境へ悪影響を与えないような代替的な方法の提示や技術支援が並行して行われていること、(3)環境ラベルなどの認証制度を実施する場合には、認証の基準が原産国に関わらず同一であり、しかも認証の可否が政府からの差別的扱いを意味しないこと、また購入そのものは消費者の自由な選択に任されていること、などが挙げられる。

一方、これは解決の方向性や方法が国際的に合意されていない場合、また国レベルでの代替的な技術支援に関する国際協力が行われていない場合などでは、GATT/WTO体制において統一的な環境貿易措置に関するルールを形成することが困難であることを示している。環境と貿易に関する様々な研究、政策、さらに具体的な貿易キャンペーンにおいても、環境貿易措置の賛成派、反対派双方が「公正な貿易(フェア・トレード)」をめぐり、自らの立場こそが「公正(フェア)」であると主張することで両者は平行線をたどっている。ここでは、対象となる社会問題の種類の特定や様々な環境貿易措置がGATT/WTOのルールに適合するか否か、またそのような環境貿易措置が目的と照らして効果的か否かという争点だけでなく、そのほかのさまざまな交易条件や制度に関して、「環境と貿易における公正とは何か」という

合意が、理論的にも、また個別の事例レベルにおいても形成されていないことを表している。

例えば、Bahgwati and Srinivasan (1996, pp. 180-185) は、アメリカによるイルカ保護のためのマグロ輸入禁止措置に対して、以下のような批判を行っている。まず第1に、このような措置の背景にあるのは動物の権利問題という文化の違いによる価値感の差である。その差は文化的な特性によるものであり、そのような倫理的攻撃によって貧しい国に貿易制裁を課すことは正当化されない。第2に、アメリカのような「強い国」が途上国という「弱い国」に対して固有の倫理的選好を課すことは、対称性の欠如である。また自国の価値感を強制するために貿易措置を行うことは、「環境帝国主義 (ecoimperialism)」,あるいは「一方的措置 (ユニラテラリズム) になりかねない。第3に、このようなある特定の価値感に基づいた貿易措置は、あらゆる国の無制限な貿易制限の拡大につながる、などである。上記の文脈では、国際的な合意が形成されていない環境問題への対応について、先進国等の一方的な価値感・倫理によって途上国からの財の輸入を制限することは、公正でないことが主張されている。

一方、このような環境貿易措置への批判に対し、Hamilton (2001, pp. 62-64) は以下のように反論している。第1に、国によって異なる基準が存在している場合、それに対する措置を何もしないような自由貿易は環境破壊的な行為を奨励（あるいは少なくとも許可）している。「公正な貿易 (フェア・トレード)」政策は、最低限の受容可能な環境基準を満たしていない企業によってつくられた財を差別するような国際的な取引ルールの変更を含む。これらの受容可能な基準を定義することは難しくなく、また必ずしも「西側の基準」を途上国に適用する必要もない。第2に、環境貿易措置に対する国際的な合意が達成されることは、世界中の環境規制の大きな改善が期待できることを意味する。そのような変化は「保護主義」とはいえない、というものである。

しかし Suranovic (2002, p. 243) が述べているように、労働と環境をめぐる議論においては、様々な主体がそれぞれの異なる立場を正当化するために、自らが合理的と考える「公正」を適用している。実際に、機会、手続き、結果など「公正」の定義の範囲は広く、また互いの異なる「公正」が理論的にもまた具体的な政策実施においても相反することは少なくない¹⁴⁾。したがって GATT/WTO や国際環境条約などにおいて、多くの国が合意に至るような統一的ルールを形成することは、これらの複数の「公正の原則」に順位をつけ、それぞれの「公正の原理」に対応した貿易ルールの優先度を決定することにほかならない。このような議論は国際的な環境問題の解決と各国の厚生にとって必要なことである。しかし多くの他の環境問題（例えば、気候変動問題など）における国際的な政策決定においては、各国の経済的利益と環境保全の間で対立が生じ、国家間の合意形成は困難を極めている。全てがこれと同様のプロセスにあるとはいえないが、国家間レベルあるいは国際間での合意形成と統一的ルール形成には限界もあるといわざるを得ないであろう。

先述のように、環境ラベルなどの認証制度を実施する場合には、認証の基準が原産国に関わらず同一であり、しかも認証の可否が政府からの差別的扱いを意味しないこと、また購入そのものが消費者の自由な選択に任されていることなどの条件があれば、GATT のルールに照らしても違反とはならない可能性が示された。これはすなわち、市場メカニズムを利用しながら、環境あるいは労働条件などについて配慮する財を差別化し、新たな貿易市場を形成するというものである。対象となる環境問題や労働問題の範囲にも幅をもたせることができ、また認証の基準を国際的に統一するために、必ずしも国レベルの合意形成を必要としない。また消費者の自主的な判断と選択に任せることで、関税や禁止措置を行う際の批判を避けることができる。

このような環境ラベルなどの認証制度の1つに、

いわゆる「フェア・トレード運動」、本論でいう労働・環境配慮型フェア・トレードがある。次章では、この労働・環境配慮型フェア・トレードについて、その可能性と課題について検討を行いたい。

4. 財の差別化と市場創設—労働・環境配慮型フェア・トレードの可能性

4.1 労働・環境配慮型フェア・トレードの経緯と定義

途上国との貿易において、消費者や仲介を行う団体および生産者組合などが、共同で生産物の価格や生産者の労働条件、環境への影響などに配慮して取引を行う貿易の試みは、いわゆる「フェア・トレード」と呼ばれている。そのほかにも、これまでの貿易のルールや慣習を根本的に変化させるような新しい形態の貿易という意味の「代替的貿易 (alternative trade)」（Brown, 1993）、消費者の倫理的な選好に対する新たな市場という側面を重視した「倫理的貿易 (ethical trade)」（Blowfield, 1999, Barrientos, 2000）、また小規模の生産者と消費者のより直接取引を目指すという意味での「民衆交易」（村井・堀田, 1994）などの名称が存在している。一方、前章で述べたように、「貿易の公正な取引」をめぐることは、さまざまな立場からの「公正」が存在し、それぞれが自らが主張する貿易のあり方を「フェア・トレード」と呼んでいる。したがって本論では混乱を避けるため、これらの労働・環境配慮型の貿易運動を総称して「労働・環境配慮型フェア・トレード」あるいは「フェア・トレード運動」と呼ぶことにしたい。これらの試みの特徴としては、以下の6点が挙げられる。(1)各種の「フェア・トレード団体(またはオルタナティブ・トレード団体)」が中心となり、生産者の生活の改善と維持を目的として、一次製品の買取価格を安定化メカニズムを導入すること、(2)地域の仲介業者や多国籍企業が生産する市場の一次製品価格よりも高い価格(「公正な」価格)で買い取ること、(3)生産者に対

して長期的な契約を保証すること、(4)資金、信用保証、市場や消費者の選好についての情報提供を行うこと、(5)労働基準改善、環境保全技術の援助、教育等の社会的プロジェクトなどの生産者支援が行われること、(6)労働・環境配慮型の「フェア・トレード」製品であることを消費者に示すために複数の認証制度があること、である(Brown, 1993, Becchetti and Rosati, 2005, pp. 4-6)。

労働・環境配慮型フェア・トレードは、1950年代に始まったといわれ、(Fair Trade Advocacy Office, 2005)、多くはNGOや非営利団体を中心とする「フェア・トレード団体」が途上国の生産者と輸入国の消費者を仲介している。フェア・トレード団体は、主に①情報交換と貿易に関する調整、②資金プール、③共同キャンペーンの支援などを行い、途上国の生産者および輸入国の組織をまとめる中央事務局の役割を担っている(Brown, 1993, pp. 291-293)。このような世界の労働環境配慮型フェア・トレードに取り組む団体を取りまとめている組織の1つに、IFAT (International Fair Trade Association)がある。IFATでは、この労働・環境配慮型のフェア・トレードの基準を以下のように定めている(IFATウェブサイト)。①生産者に仕事の機会を提供する、②事業の透明性を保つ、③生産者の資質の向上を目指す、④フェア・トレードを推進する、⑤生産者に公正な対価を支払う、⑥性別に関わりなく平等な機会を提供する、⑦安全で健康的な労働条件を守る、⑧子どもの権利を守る、⑨環境に配慮する、の9点である。またその事業形態には、単独企業による事業としてのアプローチと、供給者が基準を決めるラベルによって労働・環境型の財を差別化するアプローチがある(Blowfield, 1999, p. 753)。フェア・トレード団体や労働・環境配慮型フェア・トレードを推進する生産者の中には、生産者組合をつくり、得られた利益の一部を使って労働条件や生活環境の向上、より環境配慮型の生産を行うための技術指導などのプロジェクトを行っている

ころもある(Ronchi, 2002).

特に輸入国側の消費者にとっては、労働・環境配慮型の財を認識するためのラベリング制度とそのラベルに対する信頼度を上げることが重要となる。労働・環境配慮型フェア・トレードに関する認証制度は複数あり、FLO (Fair Trade Labelling Organization International: 1997年に設立されたフェア・トレード認証組織)によるFLO(社会的・環境的基準の双方を含む。), IFORM (International Federation of Organic Agriculture Movement: 有機農業を促進するための世界最大のネットワーク)によるIFORM(環境的基準に若干の社会的基準を含む), SAI (Social Accountability International)によるSAI 8000(労働に関する社会的基準のみを含む)がある。このうちのFLOによる認証プロジェクトによって「フェア・トレード」の条件に環境への配慮が明示されるようになったとされている(小島・安田(橋澤), 2006, pp. 282-283)。

4.2 労働・環境配慮型フェア・トレード市場の現状

これらの労働・環境配慮型フェア・トレードは、1990年代に欧州・北米を中心に広がり、品目によっては大きな市場シェアを獲得している。特にヨーロッパでは、このようなフェア・トレード商品を専門に販売する小売店(World Shop)の拡大に加え、大手企業の参入などによるスーパーマーケット等での一般流通化、自治体のフェア・トレード商品導入など、流通経路も多様化している。2005年、Fair Trade Advocacy Officeが2005年に発表した報告書Fair Trade in Europe 2005では、4つのフェア・トレード団体、FLO (Fair Trade Labelling Organization International), IFAT (International Fair Trade Association), NEWS (Network of European World Shops), EFAT (European Fair Trade Association)が共同で行った調査結果が報告されている。それによると、欧州の労働・環境配慮型フェア・トレード商品の年間売上高は

6億6,000万ユーロを超え、これは5年前に比べて154%の伸び、年平均20%の伸びとなっている。特にコーヒー、バナナはイギリス、スイスなどで高いシェアを獲得しており、消費者の高い関心が伺える(表1, 表2)。これらの国では国内のフェア・トレード・ラベルの団体(スイスのMax Harvelaar, イギリスのThe Fair Trade Foundation)らの高い成果により、市場への浸透のみでなく、労働・環境型フェア・トレード商品をスーパーマーケットなど小売の主流ルートへ浸透させることに成功している(Fair Trade Advocacy Office, 2006, p. 30)。

一方、日本の労働・環境配慮型フェア・トレードは、1980年代半ば以降から徐々に広がってきている。その中には、欧米での動きに影響を受けて発達したものが一方、民間団体によるアジアでの緊急援助、さらに生協などの国内で展開されていた安全な食品を求める運動などがきっかけとなって始まったものなど多様である。消費者への販売ルートは、フェア・トレード専門の小売店、生活協同組合を通じた販売、自然・有機食品小売店などが主である。例えば、日本のフェア・トレード運動の草分け的存在である、オルター・トレード・ジャパン社(以下ATJ社)の活動は、フィリピンの砂糖価格の下落をきっかけとしたネグロス島の飢餓に対するネグロス・キャンペーン委員会の緊急援助を出発点としている。キャンペーン・グッズとして、マスコバド糖の輸入が1987年に始まったが、その後、1989年にATJ社が設立され、ネグロス島から無農薬栽培のバナナ、インドネシアから伝統的な粗放養殖によって生産された有機エビ(エコ・シュリンプ)など、徐々に品目や輸入量を拡大している。国内では主に生協を通して販売されている。2002年度の売上高は、17億8,100万円にのぼり、2000年度から計算すれば、2年間で13%の売り上げ上昇率となっている(根本・安田・佐藤, 2004)。このうちATJ社がフィリピンのミンダナオ島で行っている有機バナナのプロジェクトでは、もとバナナ農園

表1. 欧州におけるフェア・トレード・ラベルのコーヒーとバナナの市場シェア (単位: %)

コーヒー	2004年	5年前	バナナ	2004年	5年前
United Kingdom	20.0	1.5	Switzerland	47.0	15.0
Switzerland	6.0	3.0	United Kingdom	5.5	1.0
Austria	2.3	0.7	Finland	5.0	n/a
Denmark	2.0	1.8	Belgium	4.0	0.6
Ireland	1.7	0.5	Austria	2.7	n/a
Belgium	1.0	1.0	Sweden	<1.0	1.8
German	<1.0	1.0	Denmark	0.9	2.0
Sweden	0.9	0.8	Norway	0.6	n/a
Norway	0.9	0.3	Ireland	0.5	n/a
Finland	0.4	0.3	Netherlands	n/a	4.2
Luxemburg	n/a	3.3	Luxemburg	n/a	4.0
Netherlands	n/a	2.7	Italy	n/a	1.2
Italy	n/a	0.1	German	n/a	<1.0
France	n/a	0.1	France	n/a	n/a

原注1) 最新年データ: 2004年, 5年前のデータは Fair Trade Advocacy Office (2006), *Fair Trade in Europe 2001* のもの。

原注2) コーヒーは ground コーヒーのみのシェア。インスタントコーヒーを含めるとフェア・トレード・ラベル・コーヒーのシェアはもっと低くなる。

出所) Fair Trade Advocacy Office, 2006, Table 5, p.30 の一部の表記を修正して引用。

表2. ラベル組織の成果が高い国の市場シェア (2004年) (単位: %)

	バナナ	コーヒー	小麦粉	ハチミツ	砂糖	紅茶
Switzerland	47.0	6.0	28.0	14.0	9.0	5.0
United Kingdom	5.5	20.0	n/a	n/a	n/a	5.0

出所) Fair Trade Advocacy Office, 2006, Table 6, p.31.

労働者と契約農家により, 2003年 で5ha の栽培を行い, ATJ社と多国籍企業であるドール・フィル社に対して輸出している(中村, 2005, p. 194). ほかには, タイ山岳部で有機栽培されたコーヒーを取り扱っている「わかちあいプロジェクト」, タイの農薬バナナを扱っている「大阪よどがわ生協」, 2003年からはアジア太平洋資料センターがATJ社と協力して開始したインドネシアの東ティモールで生産されたコーヒー, ピース・ウィンズ・ジャパンによる同じ東ティモール・コーヒーを輸入・販売などである(根本・安田・佐藤, 2004, pp. 225).

日本の労働・環境配慮型フェア・トレードは, 生産地における雇用拡大や環境の改善に一定の成果を挙げているものの, 流通に関しては, 自然食品店や一部の生活協同組合のような環境に配慮する専門業者や通信販売を利用した購入にとどまっている。これは, ①まだ日本において労働・環境配慮型フェア・トレードの認識度が低いこと, ②日本の生協の消費者が市場として十分に大きいこと, ③日本の労働・環境配慮型フェア・トレードが生産者と消費者の「顔の見える関係」を重視してきたこと, が要因として挙げられる。労働・環境配慮型フェア・トレードの促進には, 一般小売

店での流通拡大と認証・ラベリング制度の拡充が必要であるが、生産地の事情を勘案せず、統一的な規格を適用することへの問題などが指摘されている（小島・安田（橋澤），2006，pp. 283-284，根本・安田・佐藤，2004）。

4.3 労働・環境配慮型フェア・トレードの成果と課題

4.3.1 生産サイドでの成果と課題

このような労働・環境配慮型フェア・トレードの拡大は、途上国の生産者の所得と生産方法にどのような変化をもたらしたのだろうか。成果に関する調査や研究の多くは、特定の地域あるいはプロジェクトの事例研究が中心であるため、これらが既存の貿易に対してどのような影響があったのか、事例のみで結論を出すことはできない。ここではこれまでの既存研究の中から、ニカラグア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラのコーヒー生産者のケース、ケニアのハーブ生産者のケースを紹介したい。

Bacon (2005) が 228 の農業従事者を対象に行ったニカラグアの有機コーヒーとフェア・トレード・コーヒー生産のケースでは、労働・環境配慮型フェア・トレードの実施が農業従事者の所得安定化に貢献したとの結果が得られている。それによれば、北ニカラグアでは、7,000 の小規模

農業従事者が CAFENICA という小規模生産者の組合をつくっており、組合による技術的な支援と開発プロジェクトが実行されている。その結果、2000～2001年の収穫物では、地域の中間業者にコーヒー、輸出会社に売ったコーヒーがそれぞれ、1ポンドあたり 0.37 アメリカドル（以下、ドル）、0.39 ドルであったのに対し、組合を通して輸入国の焙煎業者に直接売ったコーヒーは 1.09 ドル、フェア・トレード・コーヒーは 0.84 ドル、有機コーヒーは 0.63 ドルであった（表 3）。またこれにより、ニカラグアのスペシャル・有機・フェア・トレード・コーヒー生産は大幅に増加し、2002 年では、面積で 6.7%，労働者数では 12.9% を占めるまでになっている（表 4）。これは組合制度、技術的な支援組織、援助国のコミュニティなどによるものであるとされている（Bacon, 2005, p. 507）。

また Becchetti (2006) は、ケニアのハーブの価格配慮型フェア・トレードのケースについて、回帰モデルを用いて価格状況、食糧消費、所得満足度とプロジェクトの関係を調べている。その結果、ケニアの生産者のケースでは、フェア・トレードへの加入は、より高い生活の質をもたらし、また直接的な効果として価格への満足度を得た。さらに価格配慮型フェア・トレードに参加している農家と参加していない農家の所得満足度に差が出て

表 3. 2000～2001年に収穫されたコーヒーの農園での報告に基づく平均価格

Where did you sell the coffee?	Price paid per pound green coffee	How long until you were fully paid?	How many farmers sold to each market?
Cooperative-direct to roaster	US\$1.09(0.04)/lb	33(6.1) days	11
Cooperative-Fair Trade	US\$0.84(0.07)/lb	41(86.6) days	36
Cooperative-organic	US\$0.63(0.11)/lb	73(78.4) days	61
Cooperative-conventional	US\$0.41(0.04)/lb	46(62.9) days	84
Agroexport company	US\$0.39(0.04)/lb	24(50.3) days	51
Local middleman	US\$0.37(0.02)/lb	9(27.3) days	72

原注 1) フェア・トレードと有機の両方に支払いを保証されたコーヒーについては、生産者によってどちらかの価格に振り分けられた。

原注 2) 丸括弧は標準偏差。

出所) Bacon, 2005, p.505, Table3 より引用。

いることの要因として、フェア・トレード農家への無料(あるいは安価な)財やサービス、技術支援を高く供給することによって、所得が相対的に低く欲求されたためと結論づけている (Becchetti, 2006, pp. 15-16).

さらに Ronchi (2002) では、コスタリカのフェア・トレード・コーヒー組合による成果が調査されている。コスタリカでは、1988年にフェア・トレード・コーヒーの生産と流通、生産者への支援を目的として、9つの生産者協同組合からなる *Cocafé* という統合組織が設立された。このコーヒー生産者組合は大きく2つの成果を生産者にもたらした。第1に共同組合に参加するメンバーは、フェア・トレードの直接的な効果として、同組織を通してフェア・トレード市場にコーヒーを販売し、安定的かつ高い販売価格を受け取った。フェア・トレード・コーヒー市場への売り上げは9つの組合に対して同一の「共通割当量 (Solidarity Quotas)」に分けられ、残りの半分は直近3年間の平均生産割合に基づいて協同組合に分配された。この方法で得られたフェア・トレード・プレミアムのうち70%が協同組合によって生産者に分配する生産者基金に配分される。1988年から1997年で、生産者基金は4,000の小規模のコーヒー生産者とその家族にフェア・トレード・グリーン・コーヒーの輸出収入126万ドルを分配したとされている。またフェア・トレード・プレミアムのうち、残りの30%は資本化基金 (Capitalisation

Funds) にプールされ、そのうち半分が世界のコーヒー市場価格がフェア・トレード価格より低くなった際に、価格差を埋め合わせるために用いられた。第2に個々の協同組合は、資本家資金の残り半分を協同組合のための社会的資本基金 (Social Capital Fund) にプールしている。組合はこれを原資に、生産者を対象とした環境、教育などの様々なプロジェクトを行う。例えば、1988年から1997年では、社会的資本基金4万ドルのうち63%は有機肥料の生産施設に投資された。環境負荷が少なく、かつ品質が高い肥料を安いコストで使用できるようにすることで、生産者にとっての実質的所得増加が図られた。そのほか中等教育、地方での教育充実、大学の奨学金を含めた教育プログラム (Fundación Hijos del Campo) や生産者自身による環境保全のためのプロジェクトが実施されている。この環境保全プロジェクトは、独立した NGO: Fundación Café Forestal (FCF, 1993年に設立) によって実施され、環境管理と農業林業 (Agro-Forestry) 保護 (木の間での栽培プログラム、日陰栽培コーヒー、森林の再生) に42%、生物多様性の保全および発展に28%、有機コーヒー生産技術、加工プラントの「クリーン技術」への転換に15%、エルサルバドルにおける有機コーヒー生産セミナー、太陽エネルギー利用の調査などに8%、固形廃棄物の適切な管理などの環境教育に7%が投資され、それぞれ成果をあげていると報告されている。またこれらの試みは、プラ

表4. 1987～2007年のニカラグアのスペシャル・有機・フェア・トレード・コーヒー生産の推移

Period	Area in production		Farmers	
	Hectares	Percentage	Number of farmers	Percentage
Pre-1994	420	0.5	156	5.1
1994-2002	6,089	6.7	3,927	12.9
2002-07b	10,959	12.0	7,070	23.3

原注1) パーセントは、1997年から1998年のデータから計算した。コーヒー危機が続いていたため国内のコーヒー栽培面積は減少した。将来の生産者の数も明らかでない。

原注2) CLAUSAの推計。最初の2002-05年は年間15%で、2006-07年は10%で誘導。

出所) Bacon, 2005, p.507, Table4より引用。基データはThe Cooperative League of the United States of America (CLAUSA), 2002.

ンテーション農場を含め、労働・環境配慮型フェア・トレードでない生産者へも影響をもたらしている。労働・環境配慮型フェア・トレード商品の市場価格情報を伝えるとともに、フェア・トレードでない生産者の孤立化や組合への新たな参加による便益などを通して、フェア・トレード生産者を含む広い共同体への影響を与えたとされている（Rounch, 2002, pp. 5-9）。

また藤岡（2004）、根本・安田・佐藤（2004）では、エクアドル・インタグ地方のフェア・トレード・コーヒーの生産システムと成果が報告されている。生産者はアグロフォレストリー（複数の農作物や森林経営とともに行う農業）によって「インタグ・コーヒー」を生産し、それをAACRI（リオ・インタグ有機コーヒー生産者組合）が買い取ることによって、既存の貿易から得られる収入よりも1.5倍から2倍多い収入を得られるようになった。収入は、AACRIが買い取る天日干し後の豆の販売収入と輸入業者からAACRIに入った収入の98%の再分配となる。また間接的な利益として、日本でのインタグ・コーヒーの売り上げ中5%がDECOINという生産者支援組織に寄付され、生産者は環境保護活動（有機農法技術指導やエコツーリズムの促進、森林保護活動、水源地保全活動）や女性グループ支援などの恩恵を受けることができる（藤岡（2004）、根本・安田・佐藤, 2004, pp. 227-229）。

さらにBecchetti and Solferio（2003）、Becchetti and Rosati（2005）では、労働・環境配慮型フェア・トレードが、この試みの「隠れた影響」として、既存の生産者から社会的責任に関する行動の模倣を引き出すことが示唆されている。

一方、Lyon（2006）は、2001～2003年の期間、グアテマラのフェア・トレード・コーヒー組合、フェア・トレード焙煎業者、アメリカの弁護士とともに、民族史学的方法論を用いて情報し、そのデータの分析を通して、労働・環境配慮型フェア・トレードについての批判的考察を行った。ここでは生産者からの主張として、①これらの運動

は先進国の消費者の政治的な選択と思想から発生している、②フェア・トレード・ネットワークそのものへの農業従事者の参加が低い、などが指摘されている。Lyonは、このようなフェア・トレード運動の実質的な排除的特性によって、市場と貿易の変容可能性は弱まるため、管理上の決定や目標設定に際して、より高い農業従事者の参加を促進しなくてはならないと指摘している。

以上の事例研究で示されたように、労働・環境配慮型フェア・トレードの中には、生産者の所得安定化や環境保全型の生産方法、また教育や女性の地位向上などの社会的プロジェクトを成功させているものがある。しかし、それらの成功事例のみをもとに労働・環境配慮型フェア・トレードが既存の貿易システムにどのような影響を与えるかについて、結論を出すことはできない。また一次産品生産は大規模プランテーション農業によるものも多く、そこで働く農業労働者に対して労働・環境配慮型フェア・トレードがどのような役割を果たすのかについては情報が不足している。さらに、労働・環境配慮型フェア・トレードの拡大に伴って必要となる認証取得が、生産者にとって大きな負担となる可能性があることも指摘されている（Lyon, 2006, 根本・安田・佐藤, 2002）。生産サイドで労働・環境配慮型フェア・トレードの評価には、より多くの事例研究と考察、世界各地の生産地でのデータ収集が必要となる。

4.3.2 消費サイドでの成果と課題

一方、労働・環境配慮型フェア・トレードと消費者行動の関係についての研究は、主に、経済学・社会学における消費者行動論と経営的観点からのマーケティング論において行われている。論点としては、①労働・環境配慮型フェア・トレード商品そのものの特性（価格弾力性、所得弾力性など）、②労働・環境配慮型フェア・トレード商品の消費を行う消費者の特性（消費者の認知度、社会的・倫理的選好）および支払意思額（WTP: Willingness To Pay）、③そのような消費を促進す

るための政策や経営戦略に関するものがある。

①の労働・環境配慮型フェア・トレード商品そのものの特性については、Arnot, Boxall and Sean (2006) が、カナダのアルベルタ大学のコーヒーショップにおける実験データによって、フェア・トレード・コーヒーの需要の価格弾力性は、同種の他のコーヒーに比べて低いことを明らかにした。また Becchetti and Rosati (2005) は、消費者の社会的責任に着目し、食料・民芸品などのフェア・トレード製品を購入するイタリアの消費者(社会的責任を考慮する消費者) 1,000人を対象に、その行動と動機を分析した。その結果、two regression modelを用いた分析により、所得がフェア・トレード製品の需要に対して正の影響があることが示されている¹⁵⁾。また仮説ではあるが、現在の若年代の所得が向上した場合には、フェア・トレード製品の購入が増える可能性もあることが示唆されている。

また②の消費者の特性と支払意思額については、主に仮想市場法(CVM: Contingent Value Method)が使われている。Pelsmacker (2005) による仮想市場法によるベルギーの808人の消費者を対象とした結果では、ベルギーの消費者はフェア・トレード・コーヒー・ラベルに対して10%の支払意思額を示した。また調査サンプルのうち10%は、現在の価格の27%を追加的に支払うと回答している。また「フェア・トレード愛好者」は全体の11%で、理想主義的な特性があり、31～44歳間の年齢が多く、既存のものに対する価値感が低いことがデータとして得られている。また全体の40%にあたる「フェア・トレードを比較的好む人」は、理想主義的な特徴を有していたが、平均的な消費者の特性と必ずしも大きくは違っていなかったと報告されている。また Lourerio and Lotade (2005) も仮想市場法の手法を用いて、アメリカの消費者を対象に「倫理的」および「環境に配慮した」と書かれたラベルが貼られたコーヒーに対する顕示された消費者の嗜好を調査した。その結果アメリカの消費者は、通常の

コーヒー9.95ドルに対し、フェア・トレード・コーヒーへは11.45ドル支払うと答え、さらに有機コーヒーへは12.95ドル支払うと答えた。少なくとも通常のコーヒーに対し、フェア・トレード・コーヒーは1ポンドあたり1.5ドルの支払意思額(フェア・トレード・プレミアム)が計測された。このように消費者の中には、「フェア・トレード商品」に対して一定の支払意思額を示すものが少なからず存在している。さらに、Becchetti and Rosati (2005) では消費者の支払意思額を仮想市場法で計測し、フェア・トレード製品の社会的責任の特性について追加的に払っている支払意思額を計測した。それにより、消費者の支払意思額がフェア・トレード製品の社会的責任の尺度の認知と正の相関にあることが明らかになった。しかし Rode, Hogarth and Menestrel (2004) が実験経済学の手法を用いて行った実験では、多くの消費者は倫理的配慮を満たすために費用がかかる財に対して、プラスのプレミアムを支払ったが、そのような倫理的プレミアムを支払うのに、倫理的ガイドラインを遵守するのに必要なコストについての知識は必要とされなかった。すなわち消費者は「倫理的ラベル」に対してプレミアムを支払おうとはするが、その金額はラベルの内容とは関係なく、消費者はラベルの有無以外を区別していなかった。Bird and Hughes (1997, p. 160) は、財の社会的背景に関する消費者の嗜好によって消費者を、(1)倫理的消費者(主に自らの倫理的スタンスに動機付けられ、慈善事業への支払意思がある)、(2)準倫理的消費者(主に品質とブランドのステイタスの両方に動機付けられ、倫理的便益は感情的なプラスアルファ)、(3)利己的消費者(品質と価格のみに動機付けられ、慈善事業を受け入れない)、の3つに分類した。先述の Rode, Hogarth and Menestrel の実験結果からは、労働・環境配慮型フェア・トレード商品の消費者の多くはこのうちの(2)の倫理的消費者、すなわち「フェア・トレード製品」というブランドにプレミアムを支払っているが、それ以上の情報に対する関心

はないことを示唆している。これは労働・環境配慮型フェア・トレード商品の認証ラベルの有効性を示しているとともに、認証ラベル以外の情報、すなわち認証ラベルの基準や生産者や生産方法の状況については識別していないことを意味している。一方、Maseland and Vaal (2002) によるヘクシャー・オリーンモデルによる検証では、価格の上昇による貿易量の減少が、生産国である途上国の所得にマイナス影響をもたらす可能性があり、それは対象となる財需要の価格弾力性に依存することが示された。すなわち労働・環境配慮型フェア・トレードが生産国に恩恵をもたらすか否か、またこの貿易アプローチが将来的に大きな役割を果たすことができるか否かは、消費者の選好に依存しているということになる。しかし労働・環境配慮型フェア・トレードには、このように消費者の自主的な倫理観やイメージ先行の一時的な流行に支えられているという側面がある。このフェア・トレード市場の脆弱さは、今後の労働・環境配慮型フェア・トレードの推進に向けての課題となる。

またフェア・トレードのより一層の推進には、認証制度の拡充や販路の拡大などが挙げられるが、消費量・流通量が増加するにしたがって品質の低下がみられること、消費者にとってのわかりやすい認証のあり方と生産地の事情（生産方法の違い、認証のコスト）との乖離が生じていることなども問題点として挙げられる。消費の拡大と品質のトレードオフについても今後の課題である。

5. 政策的示唆と今後の展望

途上国の一次産品生産にともなう労働・環境問題において輸入国の消費者の役割が問われている。一方、途上国の小規模生産者は、4つの市場の不完全性、①途上国生産者の市場における交渉力の弱さ、②国際市場への距離・情報的アクセスの困難、③資金調達の困難と信用の欠如、④作物転換の困難、に直面している。また国によって異なる労働・環境規制のもとで、これに対し何らか

の環境貿易措置を行うことが考えられるが、このような環境貿易措置が現在のGATT/WTOの貿易原則に抵触する可能性があり、またそれについての統一的なルール形成には国際的な合意形成には至っていない。これらの問題に対し、労働・環境配慮型フェア・トレードは、生産者、消費者、フェア・トレード団体の組織によって、(1)一次産品の買取価格の安定化メカニズムを導入、(2)通常の市場の一次産品価格よりも高い価格での買い取り、(3)生産者との長期的な契約、(4)資金、信用保証、市場や消費者の選好についての情報提供、(5)労働基準改善、環境保全技術の援助、教育等の社会的プロジェクトなどの生産者支援、(6)消費者への複数の認証制度導入、を提供してきた。またこのような市場と消費者の自主性を主とし、情報提供・技術支援と認証制度（ラベリング）を中心とした手法は、認証の基準が原産国に関わらず同一であり、しかも認証の可否が政府からの差別的扱いを意味しないこと、また購入そのものが消費者の自由な選択に任されていることなどの条件があれば、GATT/WTOのルールに抵触しない可能性が示されている。この手法は、対象となる環境問題や労働問題の範囲に幅をもたせることができ、また認証の基準を国際的に統一するために、必ずしも国レベルの合意形成を必要としないという利点もある。成果として労働・環境配慮型フェア・トレードはまだ割合としてはわずかであるが市場を拡大しつつあり、特にヨーロッパでは国によって高い市場シェアを占める財も現れている。また途上国各地のプロジェクトでは、所得、労働環境、環境保全などの改善において複数の成功事例も報告されている。

一方、課題としては、生産者サイドでは途上国の一次産品生産者の参加度合いが低いケースがあること、統一的で取得コストの高い認証制度が生産者の負担となることが指摘されている。流通サイドでは認証制度の信頼度、販路と流通量の拡大が品質の低下を招くこと、消費サイドでは消費者の関心は「ラベル」の有無にとどまり、それ以上

の情報については認識されていない可能性があること、などが指摘されている。加えて労働・環境配慮型フェア・トレードにも、自由貿易を主張する立場から以下のような批判が続いている。主要なものは、①貿易における「公正」については様々な基準があり、一方的に先進国の消費者の価値感を途上国に押し付けることは対称性の観点から問題がある (Bahgwati and Srinivasan, 1996)、②労働・環境配慮型であるという認証がない財やその生産者は市場で差別的に扱われ、またそのような行動は当該生産者の所得低下や生活の質の悪化をもたらす、③労働・環境配慮型フェア・トレードの価格構造は「自由市場」のルールに従っていない。価格を需要と供給の自由な取引ではなく、倫理的事項に動機付けてコントロールすることは、非競争的な生産を奨励することにもなる (Lindsey, 2004)、④このようなフェア・トレードの価格下限制度によって価格が高く維持されることで、生産者は豊作のときに財を安く売ることができない。結果として生産物の無駄 (dead weight loss) が生じる、などである。これに対してはそれぞれ、①貿易に関する「公正」についての議論は今後も継続的に議論する必要がある、②労働・環境配慮型フェア・トレードを推進し、消費者がそれに対して高い支払意思額を示すことで、そうでない生産者に労働・環境に配慮した生産方法にシフトさせることが本来の目的であり、そのための資金・情報提供などの支援を行っている、③「公正な競争」とその条件についての議論は①と同様、継続的な議論が必要である、などの反論が可能である。また④について、理論的には最低価格保証制度が過剰供給を引き起こすとしても、実際のフェア・トレード製品の市場シェアは各市場において1%程度であり、現在のところは価格設定できるレベルではない。将来的にフェア・トレード市場が成長し続けた場合は、異なった最低価格を設置する必要があるだろうと回答されている (Nichols, 2006, p. 9)。

しかし労働・環境配慮型フェア・トレードの最

も大きな可能性は、この方法がむしろ市場メカニズムを最大限利用していることにある (Nichols, 2006)。もちろん Barrientos (2000) が指摘しているように、もしそれが市場シェアを拡大し、また基準等の決定やルール作成が国際的組織 (WTO) や政府の規制を通じて行われるようなことがあったとしても、通常の貿易取引や既存の規制手段の「補足」にはなっても「代替」にはなりえないであろう (Barrientos, 2000, pp. 568-569)。これは既存の市場メカニズムとルールを適用することの限界でもある。しかしこの試みは、グローバリゼーションが進展し、市場の役割がより一層重要視される現在の経済システムにおいて、各国の個別の規制や国際機関におけるルール設定よりもフレキシブルで応用範囲の広い手段となりえる。またこの試みが市場を通じて、国・国際的レベルでの規制的アプローチやその基準に変化をもたらす可能性もある。さらに労働・環境配慮型フェア・トレードへの参加が全ての主体にとっての「プロセスへの参加」を促す効果もあろう。このような労働・環境配慮型フェア・トレードの進展は、グローバリゼーションの進展によって市場 (private sector: 私領域) と国家 (public sector: 公領域) の役割が再検討される中で、互惠性、相互扶助、顔の見える関係といったプライベートセクターとパブリックセクターの補完領域、つまり「共 (common)」の役割の重要性が見直されていることのあらわれとも考えられる。この労働・環境配慮型フェア・トレードが既存の経済システムあるいはグローバリゼーションにおける経済システムの中でどのような役割を果たしていくのか、またそれぞれの領域がどのような補完関係を築くのか、理論的に解明する必要がある。これにより労働・環境配慮型フェア・トレードが、グローバル化し、多様化・拡大する今日の環境問題解決の1つのアプローチとなりうることを期待したい。今後は、労働・環境配慮型フェア・トレードに関する理論フレームの再検討と、より多くの事例研究の積み重ねにより、課題に応じていきたいと考えている。

（日本大学経済学部専任講師）

注

- 1) コーヒー生産の場合、ブラジル産コーヒーの米国での小売価格に占める生産者のシェアは、1941年には33%と見積もられていたが、1990年代前半では10%以下となっている。このうちコーヒー農園労働者が受け取る賃金は4%以下とされている (Brown, 1993, 邦訳 p. 116)。
- 2) このほかにも、輸入国による貿易措置（関税や輸入障壁、自国の農業保護のための様々な補助金）が指摘されている (Brown, 1993)。
- 3) 一次産品価格の低落と急激な変動を回避するため、低価格時の買い入れと高価格時の放出を行うもの。現在は天然ゴム、カカオの協定が継続している。
- 4) UNCTAD の一次産品総合計画に基づき、一次産品の価格の安定、輸出所得の改善等を目的として1980年に合意され、1989年に発効した協定。提携した国際商品協定に対して緩衝在庫運用のための資金融資、および適格国際商品団体（国際商品機関等24団体）に対して一次産品の研究開発プロジェクト（生産性向上、市場開拓、加工度向上等）のための資金供与（贈与又は借款）を行う。
- 5) 1975年に、ECとACP諸国（アフリカ、カリブ海域、太平洋諸国）との間に結ばれたロメ協定のもとで、途上国の輸出安定化を目的としている。
- 6) そのほか、途上国の国際通貨や信用の不足に対応する見返り貿易（カウンター・トレード）やパートナー取引の成果と課題については、Brown (1993) の9章を参照。
- 7) 外部不経済を考慮した場合の貿易と環境貿易措置について、小島 (2003, pp. 286-289) では以下のように説明されている。①まず外部性を完全に内部化できれば、貿易を自由化することにより最大の社会的余剰を得られる（ファースト・ベスト）。②しかし外部性をモニタリングし、内部化するような社会的システムをつくりにくい場合には、貿易を制限することがセカンド・ベストとなる。③そのとき、貿易を自由化するケースと貿易を禁止するケースのどちらが余剰が大きいかは、需要曲線と供給曲線に外部費用を足した社会的費用曲線の形状に依存する。
- 8) 輸入品が相手国で輸出補助金や奨励金などを得ていた場合、それを相殺する目的で賦課する割増関税。
- 9) 実行しようとする規制の強度によって以下の4つに分類される。①有害製品についての単なる情報交換、②有害製品の輸出に際しての事前通告制度、③輸出事前通告に加えて輸入国からの許可を得る努力をしたもの (Prior Informed Consent, PIC)、④ダブル・スタンダード（二重基準）の解消 (中村, 2005, p. 207)。
- 10) 環境国際条約とWTOの関係については2001年のドーハでの閣僚会合で、今後の貿易交渉の中で議論を進めることが宣言された。小島 (2003), pp. 300-302 参照。ほかに対象となる環境問題が気候変動問題やオゾン層破壊などの越境型外部不経済である場合の環境貿易措置の議論については、Bahgwati and Srinivasan, 1996, pp. 196-199 を参照。
- 11) このうち Faber and Hudec (1996) では(1)個々の国が自国の環境保全と規制を理由に、基準に適合していない財の輸入を差別・制限するケース、Hudec (1996) では、(2)政府が国家権力が適切に及ぶ範囲を超えた外部的事項に行う規制は正当化できるかについて、および(3)自国が被害を受けるケースではなく、生産国あるいは地球全体に危害が及ぶ場合の環境貿易措置が正当化されるかについて論じられている。
- 12) アメリカの貿易措置に対して、1997年にタイ、マレーシア、パキスタン、インドの4カ国がアメリカの天然エビ輸入に関する環境貿易措置を非難し、WTOに提訴した。1998年に下された裁定では、アメリカがとった輸入措置はGATTに反するとされ、輸入禁止措置を講じる前に技術移転をするなどの措置がアメリカに対して求められた。しかし、アメリカが技術移転しながら輸入制限を継続したためマレーシアが再度提訴し、2001

- 年下された再裁定では、アメリカの貿易制限は、GATTの例外規定に照らして正当化できると判断された(小島, 2003, pp. 299-300).
- 13) このほかにも、オーストラリア・オランダ熱帯木材生産国間の木材ラベル, EU-米国・カナダ・ブラジル間のティッシュ間の環境ラベル, ドイツ等欧州諸国-コロンビア間の花の環境ラベル等に関する論争や対立がある(藤岡, 2001, p. 1).
- 14) これらの議論に対し, Maseland and Vaal (2002) は, 生産国および世界全体の所得への影響という「結果の公正」に絞り, 複数の国際貿易モデルを用いて検討を行った. 例えば, ヘクシャー・オリーンモデルを用いた自由貿易, フェア・トレード運動, 保護主義の3つのアプローチの比較では, フェア・トレード運動は保護主義に対しては常に優位であったが, 自由貿易に対しては必ずしも常に「公正」であるわけではなかった. 特に価格の上昇による貿易量の減少が, 生産国である途上国の所得にマイナス影響をもたらす可能性があること, またそれは対象となる財需要の価格弾力性に依存することなどを示している.
- 15) ただし, 所得と年齢, また所得, 年齢とフェア・トレードについての知識についての関係はより詳しい分析の必要性があるとされている. Becchetti and Rosati (2005), pp. 16-17.
- 行方』有斐閣, pp. 271-276.
- 北澤肯 (2004)「フェアトレード認証ラベル」『農業と経済』, 第70巻, 第4号, pp. 34-31.
- 小島道一 (2003)「環境保全を促進する貿易政策」寺西俊一編『新しい環境経済政策—サステイナブル・エコノミーへの道』東洋経済新報社, pp. 283-312.
- 小島道一・清野比咲子他 (2003)「環境と貿易—環境保全につながる貿易に向けて」日本環境会議/「アジア環境白書」編集委員会編『アジア環境白書 2003/04』東洋経済新報社, pp. 57-89.
- 小島道一・安田(橋澤)加世 (2006)「フェア・トレードと持続可能な貿易の促進をめざして」寺西俊一・大島賢一・井上真編『地球環境保全への途』有斐閣, pp. 271-285.
- 鶴見義之 (1982)『バナナと日本人』岩波新書.
- 辻村英之 (2004)「キリマンジャロ・コーヒーのフェアトレード—フェアトレード・コーヒーのフードシステム」『農業と経済』, 第70巻, 第4号, pp. 51-59.
- 中村洋子 (2005)『フィリピンバナナのその後—多国籍企業の操業現場と多国籍企業の規制』七つ森書館.
- 根本志保子・安田加世・佐藤絵里奈 (2004)「消費のグリーン化と有機農産物の貿易—フェア・トレードとの連携の可能性」『2003年度 持続可能な社会と地球環境のための研究助成成果報告論文集』財団法人消費生活研究所, pp. 221-240.
- 藤岡亜美 (2004)「フェアトレードによる環境保全の現場」『農業と経済』, 第70巻, 第4号, pp. 60-69.
- 藤岡典夫 (2001)「エコラベルとWTO協定」『農林水産政策研究』第1号, pp. 1-12.
- 村井吉敬 (1988)『エビと日本人』岩波新書.
- 村井吉敬・堀田正彦他 (1994)『有機エビの旅』オルター・トレード・ジャパン.
- 村田武 (2005)『コーヒーとフェアトレード』筑波書房.
- 吉沢広祐 (2004)「農産物貿易・ビジネスにおける環境・社会的責任」『農業と経済』, 第70巻, 第4号, pp. 42-50.
- 渡邊頼純 (1997)「貿易と環境の政治経済学—貿易自由化と環境保全の両立は可能か」佐々波楊子・中北徹編『WTOで何が変わったか—新国際通商ルールと

参考文献

- 石川城太 (2002)「環境政策と国際貿易」池間誠・大山道広編『国際日本経済論』文真堂, pp. 114-129.
- 池上甲一 (2004)「拡大するフェアトレードは農産物貿易を変えるか」『農業と経済』, 第70巻, 第4号, pp. 5-17.
- 井上礼子 (2004)「グローバリゼーションとフェアトレード」『農業と経済』, 第70巻, 第4号, pp. 26-33.
- 岡本幸江 (2003)「アブラヤシ農園拡大政策の問題点—インドネシアの事例」井上真編『アジアにおける森林消失と保全』中央法規出版, pp. 184-201.
- 加藤峰夫 (1999)「グリーン購入とエコラベル」『ジュリスト増刊号・新世紀の展望シリーズ②: 環境問題の

- は』日本評論社。
- Arnot, C., P. C. Boxall and Sean B. Cash (2006) “Do Ethical Consumers Care about Price? A Revealed Preference Analysis of Fair Trade Coffee Purchase,” *Discussion Paper*, Department of Rural Economy University of Alberta Edmonton, Alberta T6G3H1.
- Bacon, C. (2005) “Confronting the Coffee Crisis: Can Fair Trade, Organic, and Specialty Coffees Reduce Small-scale Farmer Vulnerability in Northern Nicaragua?,” *World Development*, Vol. 33, pp. 497-511.
- Bahgwati, J. and T. N. Srinivasan (1996) “Trade and the Environment: Dose Environmental Detract from the Case for Free Trade?,” in Bahgwati, J. and R. E. Hudec (eds.), *Fair Trade and Harmonization: Perquisites for Free Trade?*, Vol 1, Economic Analysis, Cambridge, Massachusetts: London, the MIT Press, pp. 159-223.
- Barrientos, S. (2000) “Ethical Trade and Globalisation: Assessing the Implications for Development,” *Journal of International Development*, Vol. 12, No. 4, pp. 559-570.
- Brown, M. B. (1993) *Fair Trade: Reform and Realities in the International trading System*, London: Zed Books (青山薫・市橋秀夫訳 (1998) 『フェア・トレード—公正なる貿易を求めて』新評論).
- Becchetti, L. and Fabrizio A. (2004) “Fair Trade: a Third Generation Welfare Mechanism to Make Globalization Sustainable,” *Tor Vergata-Research Paper Series*, No. 62, University of Rome, CEIS (Center for International Studies on Economic Growth).
- Becchetti, L., Nazaria S. and M. E. Tessitore (2005) “The Dynamics of Socially Responsible Product Differentiation and the Habit Formation of Socially Responsible Consumers,” *ECINEQ (Society for the Study of Economic Inequality) Working Paper Series*, 2005-03, Economics Department, University of Rome Tor Vergata.
- Becchetti, L. and F. C. Rosati (2005) “The Demand for Socially Responsible Products: Empirical Evidence from a Pilot Study on Fair Trade Consumers,” *ECINEQ (Society for the Study of Economic Inequality) Working Paper Series*, 2005-04, Economics Department, University of Rome Tor Vergata.
- Becchetti, L. and M. Costantino (2006) “The Effect of Fair Trade on Marginalised Producers: a Impact Analysis on Kenyan Farmers,” *ECINEQ (Society for the Study of Economic Inequality) Working Paper Series*, 2006-41, Economics Department, University of Rome Tor Vergata.
- Bird, K. and David R. H. (1997) “Ethical Consumerism: The Case of Fairly-Trades Coffee,” *Business Ethics A European Review*, Vol. 6, No. 3.
- Blowfield, M. (1999) “Ethical Trade: A Review of Developments and Issues,” *Third World Quarterly*, Vol. 20, No. 4, pp. 753-770.
- Collier, P. and J. W. Gunning (1994) “Trade and Development: Protection, Shocks, and Liberalisation,” in D. Greenway and L. Winters (eds.), *Surveys in International Trade*, Oxford: Blackwell, pp. 206-233.
- Ericson, R. B. (2002) *The Conscious Consumer: Promoting Economic Justice Through Fair Trade (forth edition)*, Washington, D. C.: Fair Trade Federation.
- Fair Trade Advocacy Office (2005) *Fair Trade in Europe 2005: Facts and Figures in 25 European countries*, available at <http://www.ifat.org/downloads/marketing/FairTradeinEurope2005.pdf> (長坂寿久 (2006) 『欧州のフェアトレード2005年』報告書(要約) 『国際貿易と投資』No. 26, pp. 89-108.)
- Esty, D. C. (1994) *Greening the GATT: Trade, Environment, and the Future*, Washington: Institute for International Economics.
- Faber, D. A. and R. E. Hudec (1996) “GATT Legal Restraints on Domestic Environmental Regulations,” in Bahgwati J. and R. E. Hudec (eds.), *Fair Trade and Harmonization: Perquisites for Free Trade?*, Vol. 2, Legal Analysis, Cambridge, Massachusetts: London, the MIT Press, pp. 59-94.
- Fridell, G. (2003) “Fair Trade and the International

- Moral Economy: Within and Against the Market,” *CERLAC (Center for Research on Latin America and the Caribbean) Working Paper Series*, York University available at http://www.uusivaihd.com/yhdistys/pdf/Fair_Trade_and_Moral_Economy.pdf.
- Gobbi, J. A. (2000) “Is Biodiversity-friendly Coffee Financially Viable? An Analysis of Five Different Coffee Production System on Western El Salvador,” *Ecological Economics*, Vol. 33, pp. 267-281.
- Hamilton, C. (2001) “The Case for Fair Trade,” *Journal of Australian Political Economy*, No. 48, pp. 60-72.
- Howse, R. and M. J. Trebilcock (1996) “The Fair Trade-Free Trade Debate: Trade, Labor, and the Environment,” *International Review of Law and Economics*, pp. 61-79.
- Hudec, R. E. (1996) “GATT Legal Restraints on the US of Trade Measure against Foreign Environmental Practices,” in Bahgwati, Jagdish and R. E. Hudec (eds.), *Fair trade and Harmonization: Perquisites for Free Trade?*, Vol. 2, Legal Analysis, Cambridge, Massachusetts: London, the MIT Press, pp. 95-174.
- IFAT (The International Fair Trade Association) website available at <http://www.ifat.org/>
- Larson, B. (2003) “Eco-labels for Credence Goods: The Case of Shade-grown Coffee,” *Environment and Development Economics*, Vol. 8, pp. 529-547.
- Laynolds, L. T. (2002) “Consumer/producer Links in Fair Trade Coffee Networks,” *Sociologia Ruralis: Journal of the European Society for Rural Sociology*, Vol. 42, No. 4, pp. 404-424.
- Lindsey, B. (2004) *Grounds for Complaint Fair Trade and the Coffee Crisis*, Adam Smith Institute, Cato Institute, available at <http://www.adamsmith.org/images/uploads/publications/groundsforcomplaint.pdf>
- Loureiro, M. L. and J. Lotade (2005) “Do Fair Trade and Eco-labels in Coffee Wake up the Consumer Conscience?,” *Ecological Economics*, Vol. 53, pp. 129-138.
- Low, P. (1993) “The International Location of Polluting Industries and the Harmonization of Environmental Standards,” in H. Munoz and R. Rosenberg (eds.), *Difficult Liason: Trade and the Environment in the Americas*, London: New Brunswick: Transaction Publishers.
- Lyon, S. (2006) “Evaluating Fair Trade Consumption: Politics, Defetishization and Producer Participation,” *International Journal of Consumer Studies*, Vol. 30, No. 5, pp. 452-464.
- Maseland, R. and A. Vaal (2002) “How Fair is Fair Trade?,” *De Economist*, Vol. 150, No. 3, pp. 251-272.
- Munoz, H. and R. Rosenberg (eds.) (1993) *Difficult Liason: Trade and the Environment in the Americas*, London: New Brunswick: Transaction Publishers.
- Nichols, A. (2004) “Thriving in Hostile Environment: Fairtrade’s Role as a Positive Market Mechanism for Disadvantage Producers,” *Discussion Paper*, Social Business School, University of Oxford, available at http://www.fairtrade.org.uk/downloads/pdf/alex_nichols.pdf
- Nicholls, A. and C. Opal (2005) *Fair Trade: Market-Driven Ethical Consumption*, London: Sage Publications.
- Pelsmacker, P. D., L. Driesen and G. Rayp (2005) “Do Consumers Care about Ethics?, Willingness to Pay for Fair-Trade Coffee,” *The Journal of Consumer Affairs*, Vol. 39, Iss. 2, pp. 363-385.
- Raunolds, L. T. (2000) “Re-embedding global agriculture: The International Organic and Fair Trade Movements,” *Agriculture and Human Values*, Vol. 17, pp. 297-309.
- Ransom, D. (2002) *The No-Nonsense Guide to Fair Trade*, Second edition, London: New Internationalist Publications (市橋秀夫訳 (2004) 『フェア・トレードとは何か』青土社).
- Rode, J., R. M. Hogarth and M. L. Menestrel (2004) “Ethical Differentiation and Market Behavior: A Experimental Approach,” *Economics and Business, Working Paper*, No. 779, Universitat Pompeu Fabra.

- Ronchi, L. (2002) "The Impact of Fair Trade on Producers and their Organisations: A Case Study with Coocafe in Costa Rica," *Prus Working Paper*, No. 11, Poverty Research Unit at Sussex.
- Salvatore, D. (eds.) (1993) *Protectionism and World Welfare*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Stiglitz, Joseph E. and Andrew Charlton (2005) *Fair Trade For All: How Trade Can Promote Development*, N.Y. : Oxford University Press.
- Stiglitz, J. E. (2006) *Making Globalization Work: The Next Steps to Global Justice*, United States: W.W. Norton & Company.
- Suranovic, S. (2000) "A Positive Analysis of Fairness with Applications to International Trade," *The World Economy*, Vol. 23, pp. 283-307.
- (2002) "International Labour and Environmental Standards Agreements: Is This Fair Trade?," *The World Economy*, Vol. 25, pp. 231-245.